

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証（被保険者証）と減額認定証の一斉更新について

問い合わせ
年金・長寿医療グループ (☎011-2137)
北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

お知らせ1

7月に保険料額をお知らせします。

平成27年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

お知らせ2

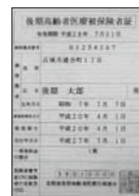
現在お持ちの保険証と減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の有効期限は7月31日（金）です。

■ 保険証と減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります ■

7月中に新しい保険証と減額認定証を郵送しますので、8月1日(土)からは新しいものを使用してください。

○新しい保険証と減額認定証の有効期限は、平成28年7月31日(日)までです。

○新しい保険証の色はオレンジ色、減額認定証はピンク色です。



▲保険証



▲減額認定証

■ 新たに減額認定が必要となる方 ■

現在、減額認定証をお持ちでない方で、交付要件（区分①または②）に該当する方は、年金・長寿医療グループに申請してください。

区分①：世帯全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）または老齢福祉年金を受給されている方

区分②：世帯全員が住民税非課税の方

医療費通知の発行を希望する方へ

被保険者の方に健康や医療に対する理解を深めてもらうため、医療費を半年ごとにまとめ、発行希望者を対象に医療費通知を送付しています。

新たに発行を希望する方は、北海道後期高齢者医療広域連合または年金・長寿医療グループへご連絡ください（電話連絡のみで手続きできます）。

なお、今回の発行は、9月（平成27年1月～6月の医療費が対象）に行います。

※すでに『発行希望』の連絡をいただいている方は、継続して発行しますので再度の連絡は必要ありません。

※この通知を受け取ったことにより、申請などの手続きをする必要はありません。

※この通知を確定申告などの『医療費控除』の領収書の代わりとすることはできません。

皆様のプライバシーには最大限配慮いたします。

のぼりべつ法律事務所

弁護士 八木橋俊輔 札幌弁護士会

離婚・相続・消費者被害・債務整理
交通事故・その他

借金に関する相談は初回無料です。

その他の相談も扶助制度が利用できる場合には無料となります。

<http://naboribetsu-law.jp/>

相談は
要予約

0143-83-7381

月～金 9:00～17:30
※夜間・土日は完全事前予約
登別市若山町4丁目40-5
メール・ペット・ワン303号

法律相談いたします

初回相談無料！
お気軽にご相談を！

不動産の相続登記・名義変更手続
会社の設立・役員変更登記・定款作成
過払金返還請求・債務整理・破産手続

まずはお電話！ TEL0143-81-2000

HP:<http://www.kurosaki-office.com>

黒崎司法書士事務所

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く